

## 訪問介護サービスの主な利用料金

### 身体介護

利用時間	サービス利用料金	お客様負担金 (1割の場合)	お客様負担金 (2割の場合)	お客様負担金 (3割の場合)
20分未満	2,001円	201円	401円	601円
20分以上 30分未満	2,991円	300円	599円	898円
30分以上 1時間未満	4,737円	474円	948円	1,422円
1時間以上 1.5時間未満	6,942円	695円	1,389円	2,083円
以降 30分を増すごとに	1,000円	100円	200円	300円

### 身体介護に引き続き生活援助を行った場合

利用時間	サービス利用料金	お客様負担金 (1割の場合)	お客様負担金 (2割の場合)	お客様負担金 (3割の場合)
生活援助 20分以上	身体介護料金＋ 796円	身体介護料金＋ 80円	身体介護料金＋ 160円	身体介護料金＋ 239円
生活援助 45分以上	身体介護料金＋ 1,592円	身体介護料金＋ 160円	身体介護料金＋ 319円	身体介護料金＋ 478円
生活援助 70分以上	身体介護料金＋ 2,389円	身体介護料金＋ 239円	身体介護料金＋ 478円	身体介護料金＋ 717円

### 生活援助のみを行った場合

利用時間	サービス利用料金	お客様負担金 (1割の場合)	お客様負担金 (2割の場合)	お客様負担金 (3割の場合)
20分以上	2,195円	220円	439円	659円
45分以上	2,695円	270円	539円	809円

### 各種加算

利用時間	サービス利用 料金	お客様負担金 (1割の場合)	お客様負担金 (2割の場合)	お客様負担金 (3割の場合)
初回加算	2,042円	205円	409円	613円
緊急時訪問加算 (1回につき)	1,021円	103円	205円	307円
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	1,021円	103円	205円	307円
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	2,042円	205円	409円	613円
介護職員等处遇改善加算(Ⅲ)	当該月の合計額に18.2%相当額が加わります。			

注1. 介護保険が適用される場合、お客様のご負担は、介護保険負担割合証に記載されている利用者負担の割合となります。介護保険適用外部分については、全額お客様のご負担となります。

注2. お客様負担金は、関係法令に基づいて定められるため、契約期間中に関係法令が改定された場合には、改定後の金額を適用するものとします。また、介護保険適用外部分の変更については、お客様に文書でご連絡いたします。

注3. お客様がまだ要介護認定を受けておられず、「暫定居宅サービス計画」に基づくサービスを利用された後、認定が「非該当」となった場合は、サービス利用料金の全額がお客様のご負担となります。

注4. お客様に介護保険料の滞納があり、法定代理受領サービスを利用できないことにより、償還払いとなる場合には、一旦利用料金を全額自己負担していただきます。その場合、サービス提供証明書を発行します。また、保険給付が7割に減額されている場合には、サービス利用料金の3割が、保険給付が6割に減額されている場合には、サービス利用料金の4割がお客様のご負担となります。

注5. 上記の金額は、午前8時～午後6時までの利用料金です。早朝(午前6時～午前8時)・夜間(午後6時～午後10時)の利用料金は、上記料金に125/100を乗じた額になります。

また、ご希望になる業務内容により利用料金が異なりますので、詳細はケアマネジャーあるいはサービス提供責任者にご相談下さい。

注6. 事業所は、国の定める特定事業所に該当します。特定事業所とは、訪問介護員の質の確保や活動環境の整備を図ることを重点的に行っている事業所です。サービスの質の高い事業所を積極的に評価する観点から「特定事業所加算」として通常の基本単位より20%加算されています。